

自己資本の構成に関する開示事項(平成29年6月末)

1. 連結自己資本比率

(単位:百万円、%)

国際株式の 該当番号	項目	当四半期末	経過措置による 不算入額	前四半期末	経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	172,857		168,380	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	46,130		43,901	
2	うち、利益剰余金の額	130,325		128,758	
1c	うち、自己株式の額(△)	3,597		3,614	
26	うち、社外流出予定額(△)	-		665	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	87		102	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	44,178	11,044	43,230	10,807
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	117		517	
	うち、非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	117		517	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	217,241		212,229	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,134	283	1,129	282
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1,134	283	1,129	282
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	3	0	△ 0	△ 0
12	適格引当金不足額	-	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	6,171	1,542	6,115	1,528
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されているものを除く。)の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-		-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	7,309		7,244	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	209,931		204,984	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	186		1,525	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	186		1,525	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
42	Tier2資本不足額	-		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-		-	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	186		1,525	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	210,118		206,510	

Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		-	-	-
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		-	-	-
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	10,000		10,000	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		-	-	-
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	35		290	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-	-	-
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		-	-	-
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額		-	-	-
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	6,767		6,906	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	6,767		6,906	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額		-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	7,173		7,025	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	7,173		7,025	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	23,976		24,222	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額		-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		-	-	-
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		-	-	-
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		-	-	-
Tier2資本					
58	Tier2資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	23,976		24,222	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	234,094		230,733	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,826		1,811	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	283		282	
	うち、退職給付に係る資産の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,542		1,528	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	1,903,277		1,896,734	
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等Tier1比率((ハ)÷(ヲ))	11.03%		10.80%	
62	連結Tier1比率((ト)÷(ヲ))	11.03%		10.88%	
63	連結総自己資本比率((ル)÷(ヲ))	12.29%		12.16%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,422		20,821	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	11		11	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		-	-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		-	-	-
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	6,767		6,906	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	22,883		22,801	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-	-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額		-	-	-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		-	-	-
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-	-
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		-	-	-
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-	-

2. 単体自己資本比率

(単位: 百万円、%)

国際株式の 該当番号	項目	当四半期末	経過措置による 不算入額	前四半期末	経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	164,615		162,700	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	43,736		43,736	
2	うち、利益剰余金の額	124,476		123,240	
1c	うち、自己株式の額(△)	3,597		3,614	
26	うち、社外流出予定額(△)	-		662	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	87		102	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	44,510	11,127	43,582	10,895
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	209,212		206,385	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,017	254	1,005	251
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1,017	254	1,005	251
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	3	0	△ 0	△ 0
12	適格引当金不足額	-	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	6,259	1,564	6,216	1,554
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されているものを除く。)の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-	-	-	-
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	7,280		7,221	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	201,932		199,163	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-	-	-
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	-	-	-	-
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-	-	-
42	Tier2資本不足額	-	-	-	-
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	-	-	-
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	-	-	-	-
Tier1資本					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	201,932		199,163	

Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		-	-	-
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		-	-	-
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	10,000		10,000	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		-	-	-
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-	-	-
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	6,293		6,443	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	6,293		6,443	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額		-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	7,171		7,024	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額	7,171		7,024	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	23,464		23,467	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額		-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額		-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		-	-	-
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額に係る経過措置によりTier2資本に 係る調整項目の額に算入されるものの額		-	-	-
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		-	-	-
Tier2資本					
58	Tier2資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	23,464		23,467	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	225,397		222,631	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,819		1,805	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額 に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	254		251	
	うち、前払年金費用の額に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,564		1,554	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	1,861,464		1,853,847	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	10.84%		10.74%	
62	Tier1比率((ト)/(ヲ))	10.84%		10.74%	
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	12.10%		12.00%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,378		20,778	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		-	-	-
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		-	-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		-	-	-
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	6,293		6,443	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	22,429		22,334	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリ テール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合に あっては、零とする。)		-	-	-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額		-	-	-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		-	-	-
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-	-
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		-	-	-
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	-	-